

① 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十六(十) 平二十七・十・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

繰延消費税額等 (発生した事業年度又は連結事業年度)	1	円	円	円	円	円	円
当期の損金算入限度額 (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$ (当期発生分については (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60} \times \frac{1}{2}$)	2						
当期損金経理額	3						
差 損金算入不足額 (2) - (3)	4						
引 損金算入限度超過額 (3) - (2)	5						
損金算入限度超過額 前期からの繰越額	6						
同上のうち当期損金認容額 (4)と(6)のうち少ない金額)	7						
翌期への繰越額 (5) + (6) - (7)	8						

当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細

課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	円	(12)のうち当期損金算入額	14	円
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10		同	(13)の割合が80%以上である場合 の資産に係る控除対象外消費税 額等の合計額	15
同上の額のうち課税標準額に対する消 費税額等から控除されない部分の金額	11		上	資産に係る控除対象外消費税額 等で棚卸資産に係るものの合計 額	16
同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12		の	資産に係る控除対象外消費税額 等で特定課税仕入れに係るもの の合計額	17
			う	資産に係る控除対象外消費税額 等で20万円未満のものの合計額	18
当期の消費税の課税売上割合	13		ち	当期の繰延消費税額等 (12 - (15))又は(12 - (16) - (17) - (18))	19

別表十六（十）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が資産に係る消費税等の経理処理につき税抜経理方式を適用している場合において、資産に係る控除対象外消費税額等について令第139条の4《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入》の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》に規定する個別損金額を計算する場合において令第139条の4の規定により損金算入額等の計算を行うときに記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「当期の損金算入限度額2」は、「 $(1) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$ 」の算式により計算した金額を記載します。

この場合、当期の月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げます。

なお、令第139条の4第7項の規定の適用を受けるとき又は法第81条の3第1項（令第139条の4第7項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受けるときにあつては、「当期の月数」とあるのは「当期首から適格分割等の日の前日までの期間の月数」として記載し、適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延消費税額等（承継繰延消費税額等）について、適格組織再編成の日の属する期の損金算入限度額を計算するときにあつては、「当期の月数」とあるのは「適格組織再編成の日から当期末までの期間の月数」として記載します。